

平成23年第7回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成23年7月20日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼 総務係長兼 議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成23年7月20日（水曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第67号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について

て

- 第 6 議案第 68 号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 69 号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第 70 号 寄附受領について
 - 第 9 議案第 71 号 工事請負契約の締結について
 - 第 10 議案第 72 号 平成 23 年度南三陸町一般会計補正予算
 - 第 11 議案第 73 号 平成 23 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算
 - 第 12 議案第 74 号 平成 23 年度南三陸町病院事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第7回臨時会でございます。本日は活発なる審議をお願いしたいと思います。

なお、雨のため音がしますので、議員の皆さん、それから執行部の皆さん、質疑それから答弁に際してはマイクを近づけて大きな声でひとつお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第6回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、今月8日に開催いたしました第1回南三陸町震災復興町民会議の概要について御報告をさせていただきます。

復興計画に多様な町民の意見を反映させるために設置した町民会議につきましては、一般公募委員14名、そして各種団体からご推薦をいただきました委員10名の合計24名により組織され、第1回目の会議では、どのような南三陸町にしていくべきといった目指すべき方向性等について多くの意見が交わされました。今後も2回の町民会議の開催を予定しており、会議において出されたご意見等については、新しいまちづくりに向けた提言として提出をしていただく予定であります。

次に、今月10日に開催いたしました第2回南三陸町震災復興計画策定会議の概要についてご報告を申し上げます。

今回の会議においては、なりわいと賑わいのあるまちづくりや、防災・減災の考え方について、委員の皆様から多くの貴重なご意見をちょうだいいたしております。今月25日からの開催を予定しております地域懇談会において、さらに町民の方々から実情を踏まえたご意見をちょうだいしながら復興計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時 3分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第67号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第67号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災による大津波により本町の役場が流出したことから、これまで南三陸町志津川字塩入77番地と定めていた役場の位置を、このスポーツ交流村の多目的広場、南三陸町志津川字沼田56番地2に移したいため、地方自治法第4条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部を説明させていただきますが、ただいま町長が申し上げましたように、3月11日の大震災によりまして庁舎が流出をいたしました。被災直後の3月22日からこの現在の場所で仮設のプレハブで事務をとっておりましたが、今般、国の補正予算等で仮庁舎の建設が補助対象事業として認められることになりました。そういうことから、今回、役場の位置を変更する条例の決定をいただきまして仮庁舎の整備に着手したいと考えてございます。

仮庁舎の場所でございますが、沼田56番地2でございまして、具体的にはこの場所とアリーナの間にあります、今敷き砂利を敷いてございまして、多目的広場を予定してございます。

なお、後ほど一般会計の補正予算あるいは病院事業会計の補正予算でそれぞれ設計費を計上させていただいておりますが、敷地面積の関係から、仮庁舎と病院の仮診療所につきまして

は一体的な整備をしたいというふうに考えてございます。

なお、条例の施行日は業務を開始する日ということになっておりますので、附則で、規則で定める日に施行ということにさせていただきたいと思っております。

以上、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 現在使っている仮庁舎、それじゃなくて新しいプレハブをつくると、そういうことの今説明でしたけれども、そうしますと、予定しておりました病院のプレハブ診療所、それと並行してあそこの中につくるという考え方でよろしいのでしょうか。その辺確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在のこの庁舎は災害救助法の適用を受けて今使っているんですが、いずれ法が切れますと単独で使用料を払わなくちゃならないということで、今回の大震災で仮庁舎もそういった補助対象に認められるということから、ただいま説明いたしましたようにこの上の場所に仮庁舎を整備するという予定でございます。

なお、病院等の仮診療所も財源の見通しが立ちましたので同じく、同時にスタートしたいんですが、面積の関係からいわゆる一体的に整備すると。病院は病院、役場は役場ということじゃなくて、例えば1階を病院、2階を役場と、そういったことで現在考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） わかりました。それで、今使っている仮庁舎、これはどういうふうになりますか。本当に、今課長の説明ですと、これは災害のあれが終わると返さなくちゃいけないと、リース料とられたら大変ですのでね、そういうふうな心配というか、これは全くもう返してしまうというそういう考え方でしょうか。その辺をもう一度確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） リース料がかかりますので当然将来返すんですが、ただ仮庁舎を建てても場合によっては物資倉庫として必要な部分もございまして、その辺はその時点で買い取りをさせていただいて倉庫、あるいはもう少し別な会議室が必要だという部分については、レンタルの途中で解約をさせていただいて買い取りという形で、そういった方法も現在検討してございますが、すべて買い取るという予定はございません。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いずれ心配しているのは、後で大変な問題にならないかという問題もありますので、買い取るという話を今されましたけれども、そういうことで利用するものは利用すると、それから返すものは返すと、その辺をきちんとやはりするべきだと私は思うので、後々また問題になることがないようにしてほしいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 2点ほどお伺いします。

本案は、役場の仮の庁舎の位置づけをはっきりさせるということから、新しく庁舎をつくって、そしてその位置を定めるところということでありますけれども、沼田の56番の2とは一体どこなんですかね。そこの上の方ということはわかるんです、私も。しかしながら、提案の理由、説明資料には全くどこにもその56の2は書いていない。資料はございません。そういう提案をされて、ああそれでよろしいですという理解は、そう簡単なものなのかなということ、まずもってご指摘をしたい。その土地は民有地なのか町有地なのかということでございます。この条項は3分の2の議決条項でありますので、慎重にも慎重を期さなければならぬ議案なのではないかなということ、まずもって指摘したい。

それから、旧土地ですね、塩入、今後、次の議案等にもありますけれども、歌津地区にも旧土地がありますね。これらも関連してくるわけでございますけれども、それらの処理、当然、今前者にも出ましたが、この仮設の建物の処理もありますけれども、一番、旧土地の処理というものもあるわけですね、これに関連して出てくるわけであります、当然。そこら辺のところはどのように考えておられるのか。2点お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） そういう公図等の、あるいは位置図等の、議案として説明資料に配慮が足らなかったということについてはおわびを申し上げたいと思います。うちの方でもいろいろ考えたんですが、すぐ敷地の隣なので公図等がなくてもすぐわかるんじゃないかということで添付をしなかったんですが、その辺については配慮が足りなかったということでおわびをしたいと思います。

場所はこの場所とアリーナの間、自衛隊が活動していたあの場所でございます、町有地でございます。

それから、塩入等につきましては、いずれ今何も建ってございませんし、地権者とは返還をするということについて今お話をさせていただいております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 図面の1枚もなくでどこが56の2なのかも承知もしないで議決をするわけには我々、議員としてはできないということであります。本来ならば現地調査もしなければならぬわけですね。現地調査も。少なくとも今休憩間に、私はこの56番の2がどこにあるのか、それぐらいの図面は提示するのが当然ではなかろうかと思いますが、再度お伺いをします。

それから、旧土地、当然これもいろいろあると思いますが、3月以来全くその土地に町役場は所在をしなかったわけでありますね、震災以後。しかしながら、各種契約においては塩入という地番で契約はなされてきたんですね。しかし、そこには役場庁舎は存在しない。考え方によっては幽霊の役場であったわけですね、幽霊の。都会には幽霊会社というのはいっぱいあって、それで契約をしているという例はいっぱいあるわけですが、そうした地番で、役場庁舎がなくても契約はしてきた。このことは非常時でありますし、あるいは法務局等に登記がなされておれば違法ではないのかなというような解釈もするわけでありますけれども、そういったことも含めて総務課長の見解をもう一回伺います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 改めて、休憩間に公図等につきまして提出をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

役場の位置の変更でございますけれども、そういう実例、凡例は非常に少なく、火災等で一時使用ができなくなった場合については、これは一時的に別の場所を使用する場合には変更しなくていいと実例がございます。今回もそういった大震災ということで、いずれ仮庁舎等について確定した段階で位置の変更の条例を出させていただきたいということで考えておりましたので、この場所で一時的に事務とる場合については、いずれまた仮庁舎はやはり本格的に検討しなくちゃならないだろうということで、ここに移った3月22日時点では位置の変更の条例については提案をしなかったということでございます。実例等では、そういった火災等で一時的に使用する場合には変更は要らないという実例がございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 今のことでありますから、せめて図面だけでも提出をするべきだと思いますね。

それで、いわゆる今までそうした震災後の契約等してきましたよね。私らも、私自身も、これは致し方のない現実だろうなというふうなもとに解釈をしてきたわけですが、それ

は結局は違法ではないということですね。確認をするわけでありませけれども、違法なことはしなかったということですね。それは了解しました。

さらに、その後なんです、旧土地というものはどういうふうになるのか。いわゆる相手方があって貸借契約があって、そして予算もつけて年々賃貸借によって借用してきたわけですね。それらは今後どのようになるのか。やはり現在も借り上げた形ではあるとは思いますが、例えば指定管理者等ですね、もう3月31日の震災以降は、新年度に入ってはもうそれが執行できない状況になった施設がもういっぱいあるわけですね。そういったものはもう不用額で出ているわけですよ。そういった考え方が、今後土地としてやはり使用しなくても今年度1年間はそういった関係にあるのかどうか、あるいは直ちにそういう方向に対応するのか。その辺の扱い、考え方、もう一回お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 震災を受けましても今建物が一部残っているところもございますし、がれきも残っておりますので、一般的には、そういったがれき等をすべて処理をして更地にして返すというのが一般的だろうと思っておりますので、現在のところまだその辺まで至ってございません。したがって、今後そういったがれき処理が進んで残っている建物等もすべて解体した時点で、地権者と交渉して解約というふうな手続になろうかなというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時41分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（後藤清喜君） ただいま配付になりました図面について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 改めて公図等の添付がございましたことをおわび申し上げたいと思います。

図面の説明をさせていただきますが、図面の上の56、これは沼田でございます、沼田56が現在ベイサイドアリーナの建物が建っている場所でございます。その下の56の10、これは通路等でございます、その下の56の2、これが仮庁舎を整備したいというふうに計画している用地でございます。斜めに点線がちょっと横に入っておりますが、これは図面上でござい

まして、これは無視していただきたいと思います。それから、その下の56の3、これは現在の仮設庁舎の位置でございます。そういうことで、仮設庁舎とベイサイドアリーナの中間にございます56番地の2に仮庁舎を整備したいというふうに計画をしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 図面をいただいて初めて場所がわかったわけですが、ただし坪数が、面積が一体ここに何坪あって、全部仮庁舎建てるものなのか、どっち側に寄せて建てるのか、その辺もわけがわからないんです。

それと、この平成の森の関係、緑の館の入り口だからって係の方が話聞いても、どこが入り口でどこがどの部分なのか。やはりこれは現場を見ないと難しいなと思いますよ。こんな重要な案件ですからね。今口頭でだけ話されてもなかなかわかりませんよ。そうでないと、平成の森の緑の館をすっかりここに書いて、どの箇所はどう建てるのか、何坪のものをどういうふうに建てるのかですね。漠然とこういうものを出されても、はい、わかりましたというわけにだれが行きますか。だれもそう思わないと思いますよ。よって、私は現場を見る必要があるというふうに提案をしたいと思います。議長、取り上げをお願いします。

○議長（後藤清喜君） はい、どうぞ。

○12番（鈴木春光君） ただいま公図を配付していただいたわけなんですけれども、とりあえず67号の件は、すぐ現場が確認できるのではないかなというふうに思いますので、午前中にそこを現場見させてもらったらどうですか。お諮り願います。

○議長（後藤清喜君） それでは、ここで議案第67号につきまして現場を見たいと思います。そこで現場を見て、現場で休憩をしたいと思います。そしてお昼、午後1時から再開したいと思います。（「議長、委員会あるから1時10分ごろでいいんでないか。広報委員会」の声あり）

では、再開は1時10分。

それでは、午前中に67号の現場を見ます。午後1時10分に平成の森の現場を見ます。執行部、バス手配願います。午後1時10分出発。

午前1 1時47分 休憩

午後 1時47分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を起立により採決いたします。

本案の議決には地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。ただいまの出席議員は15人であります。その3分の2は10人です。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 着席ください。

ただいまの起立者は3分の2以上です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第68号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、今回の震災による大津波により歌津総合支所が流出したことから、これまで南三陸町歌津字伊里前91番地と定めていた歌津総合支所の位置を、平成の森の駐車場敷地の一角、南三陸町歌津字柘沢28番地1に移したいため、地方自治法第155条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 細部説明の前に、議案参考資料等に不備がございまして、現地調査

まで煩わせてしまいまして大変申しわけなく思っています。改めておわび申し上げたいと思います。

それでは細部説明でございますが、歌津総合支所につきましては、5月25日から平成の森の緑の館の一角をお借りして業務を開始してございます。ご案内のように狭隘でございまして、正面からのスロープ等もなく不便をおかけしておりますので、今回、ただいま現地調査をいたしました緑の館の前の一角に仮庁舎を整備いたしたく、支所の位置の変更をお願いするものでございます。

何とぞご審議の上ご決定賜りますようお願いをいたしまして、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第69号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による町民の方々の居住地変更により、従来の行政区長に加え、応急

仮設住宅の団地に行政連絡員を設置することに伴い、報酬の支給単位を変更し、及び新たに支給することとするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部につきまして説明をさせていただきますが、若干経過について最初に説明をさせていただきます。

6月27日と7月3日に、戸倉地区、志津川地区、入谷地区、歌津地区の4地区のそれぞれの区長さん方にお集まりをいただきまして協議をさせていただきました。その内容は、今回の大震災によりまして行政区のほとんどの家屋が流出した行政区を当面どうしたらいいかと。それから、一定の戸数は残っておりますけれども、残された戸数が非常に少ない行政区のあり方をどうでしょうか。そして、今回58の仮設団地が設置され、あるいはされようとしておりますけれども、仮設住宅の入居者への行政連絡方法、そういったものについて主に3点協議をさせていただきました。

その中で、今回提案してございます行政連絡員でございますが、58の団地中33の団地は地区優先というような形で、そういった入居条件によりまして引き続きその地域の方々が入居されているケースが多いということで、32の団地は引き続き当該区長さんがその団地のお世話あるいは広報配達、そういったものをしていただくことになりました。

それから、ほかの26団地でございますけれども、これは主に公共施設あるいは町外に設置した団地でございますけれども、ほとんど一般抽選ということで地域に関係なくいろんな地域から集まってきておりますので、これらについては、区長さん方は新たに団地の自治会を設置して団地独自でそういった行政活動をやっていただきたいということで、今回自治会長さんを行政連絡員として委嘱して町のそういった行政連絡に当たっていただきたいということで、今回の非常勤特別職の条例を改正するものでございます。

それで、その26の団地でございますが、議案参考資料の1ページにございますが、議案第69号関係参考資料ということで、既に建設済みの仮設住宅が14団地ございます。戸倉中学校の仮設団地から南方イオンの第1期まで。それから、今後建設予定の仮設住宅が12団地ということで、合計26の団地。これらについては自治会を組織して自治会会長さんを行政連絡員という非常勤特別職をお願いをして、当面町の行政連絡の機能をお手伝いいただきたいということで考えてございます。

それでは、議案の6ページでございますが、そういうことでこれまでの行政区長さん、別表に行政区長さんがございますが、この別表を行政区長さんと行政連絡員というような形で改正をさせていただきたいというふうに思っております。

報酬でございますけれども、これまで行政区長さん、平均割、戸数割ともに年額でございましたが、特に今度委嘱する連絡員さんにつきましては、ある意味1年2年というよりは、あるいは数カ月単位でかわる連絡員さんもおられるのではないかとということで、月額単位に報酬を変更させていただきました。若干端数の関係で必ずしも12分の1にはなりません、平均割と戸数割、これを12で割りますと約こういった形になるところでございます。

それと、参考までに、4地区の区長さん方で協議した結果、当面行政区活動を休止する行政区、いわゆるほとんどが流れてしまってその地域に戸数がないという行政区につきましては14行政区でございます。14行政区については当面行政区長さんを置かないということで休止をさせていただくと。それから、隣接の行政区と統合予定の行政区が4行政区でございます。隣の行政区と統合して隣の区長さんがお世話するといいますか、そういった形の行政区が4行政区。したがって、14と4でございますので、現在の行政区から18行政区が減少といたしますか、当面お休みをいただくというような形になる予定でございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 寄附受領について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第70号寄附受領についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号寄附受領についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により図書館が被災した本町に対し、財団法人中国地方郵便局長協会様から、図書の購入に充てていただきたいとの趣旨の寄附の申し出があり、当該寄附が負担付の寄附でありますことから、その受領に当たり地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 細部説明を申し上げます。

現在図書館は流出してありませんが、図書館用のプレハブを図書館振興財団から2棟いただきましてベイサイドアリーナの後ろに設置しておりますが、図書を寄贈したいということでいっぱい来ていましてそこに保管している状況でございます。さらに、図書館車の寄贈もしたいというふうな申し出もありまして現在準備をしているわけですが、一刻も早く読書活動ができるよう今体制を整備しているところでございます。

この寄附金につきましては、郵政関係の監督官庁の総務省に財団法人中国地方郵便局長協会より義援金の申し出がありまして、協議の結果、被災公立図書館に寄附することになりました。県の市町村課を通じて打診がありまして受領することになりました。それで、寄附採納願を7月7日付で出してもらったところでございます。

なお、負担付寄附金なので図書購入と指定用途及び使用しない場合は返還義務のある寄附金であることから議会に提案したものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変貴重な寄附金をいただいたと思っております。今説明がありましたけれども、今図書館がないわけですが、今の説明ですとベイサイドアリーナの後ろにプレハブがあるんですか。そこは普通に図書館として今機能しているのでしょうか。ちょっとその辺もわからなかったので説明をお願いしたいと思います。

それから、学校図書もあるものですから、この負担付寄附金ということなんですが、これは学校図書の方には使用できないものかどうか。その辺も含めてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） プレハブ2棟あるんですが、6坪ほどの狭いそういうプレハブなので、図書館として使うということはちょっと難しいので、一時保管してそこで貸し出しをするための準備作業とか保管用として今使っているような状況でございます。

それから、学校図書につきましては、いろいろ各方面から寄贈したいということでいっぱい来ているようなのでその都度確認はするんですが、それらにつきましてもなお可能だと思いますので、この750万の中からもし希望があれば学校の方にも配分したいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） せっかくの寄附なので有効に使いたいなど、使っていただきたいと思うんです。それで、どうでしょうか、今本当にこういう殺伐としたがれきの中にいる子供たちのためにでも、大人も含めてですけれども、この図書事業をもっと有効に使ってほしいと、有効に活用してほしいと、そう思っております。

それで、移動図書、自動車を使った移動図書、多分本当に待っている人たちが多くと思います。みんな流されて、読みたくても読めない本がいっぱいあると思うので、ぜひ移動図書、自動車を使った、その辺はどのように考えているか。もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 図書館振興財団とそれから図書館流通センター、そういう図書館の団体があるんですが、本日、移動用のキャラバン、正式の図書館車ではないんですけども、移動するためのワゴン車みたいなのが本日来ることになっております。

あと、本格的な図書館車につきましては6カ月ぐらい特注なのでかかるので、来年の1月か2月ごろ、これもロータリークラブ等のバックアップをもらって納車予定でございますので、それらを活用しながら学校とか移動図書館、仮設とかそういうところを回って歩いて、読書活動ができるような形で推進したいなと思っています。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、今の説明ですと来年の1月か2月ごろにワゴン車が来て移動図書もできるんじゃないかというお話です。本当にもっと早くぜひ活用してほしいなと思うんですが、職員の配置も含めて本当にもっと効率的に早めに計画してほしいなと思っ

ております。それで、今すぐできることという移動図書とそれから学校図書、学校とか保育所とかそういうところも利用できると思いますので、ある車と人数、職員とかボランティアを含めてそういう図書活動、読書活動をぜひ進めてほしいなと思います。その辺をもっと具体的に、来年の1月、2月なんて考えないで、もっと積極的な活用方法をしてほしいなと思っております。その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 簡単などいいますか、本を積んで歩くワゴン車的なやつは本日来ますのでそれを活用して、大分寄贈してもらった図書が3,000冊以上ありますので、それらを活用して早速貸し出し、そういう準備等をしながら早い時期に巡回文庫といえますか、ぐるっと回って歩いて読書活動をするようにしたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した防災行政無線の復旧工事に係る工事請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、議案第71号の細部説明をさせていただきます。

議案書の8ページを最初お開きいただきます。

まず、契約の目的につきましては、ただいま申し上げましたとおり平成23年度防災行政無線システム災害復旧工事ということでありまして、契約方法は見積徴収による随意契約です。随契理由でございますけれども、被災を受けなかった既存システムの利用を行いますので、その復旧には同型の機種に限られるということもありまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質・目的が競争入札に適さないもの」に該当いたします。

契約金額は税込み2億9,158万5,000円。税抜きにいたしますと2億7,770万円になります。

契約の相手方は沖電気工業株式会社東北支社でございます。

次に、議案関係参考資料の2ページをお開きいただきます。

防災行政無線の被災状況及び復旧予定について列記をいたしておりますが、この内容につきましてはさきの6月定例会において補正予算の審議の際にご説明した内容と同じでございます。ただ今回の審議に当たりまして、屋外拡声子局の復旧箇所につきましては、志津川、歌津、戸倉、それぞれ3地区ごとに明示させていただきました。復旧する子局につきましては43局被災について25局復旧いたしますけれども、うち志津川地区が9カ所、歌津地区が8カ所、戸倉地区が8カ所になります。子局の数は全体105局から87局に集約いたします。

次に、議案関係参考資料の3ページ目、次のページをお開きいただきます。

この表はただいま申し上げました屋外拡声子局の設置予定箇所図になります。字が小さくて申しわけございませんけれども、赤い色で示してある箇所が現存している子局でございます。水色が復旧させる子局の予定箇所でございます。ごらんのとおり沿岸域にある子局はほとんど被災を受けておりますけれども、今回の整備によりまして基本的に沿岸域をカバーすることが可能になると思われまます。年度内の完成を目指して進める予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 3月11日の2日前の3月9日に、あれはたしか震度4でしたかね、地震がありまして、そのときにも自動切りかえ放送というんですか、鳴らなかったんですね。

これは故障じゃないかというふうな話をしたんですよね。なぜ鳴らなかったのか。3月11日は故障じゃないというふうな話だったんですよ。手動に切りかえて手動放送したと。しかし、3月9日は故障だったというような認識で私いるんです。自動放送が鳴らなかったから。それで懲りもせずにもたまたま同じメーカーのものをこれやると。何でそんな、何かあるんですか、この沖電気とあなた方の中に。この業者でなければならぬような理由が何かあるんですかね。私はだめなメーカーはだめだと、今回やはり別なメーカーのやつでやるんでないかなと思って期待しておったのが、まだこの同じメーカーでやるようなので、また故障になって放送鳴らないときはどうするんですか。2回も3回も同じような失敗を繰り返すんですか。何なんだや、何かあるのすかや、あんたたちとこのメーカーさんとの間に。別にほかにメーカーはないと言うならだけれどもね、世の中にいっぱいあるわけですからね。おかしいですよ。どうですか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 6月の予算の補正の際にもご説明申し上げましたけれども、基本は現状復帰ということで災害復旧工事として補助事業の認定を受けているという関係もございまして、既存システムがありますのでそのシステムも有効活用していかなければいけない内容になりますと、どうしても同型の機種を扱う業者に限られるということで、今回のご提案とさせていただいたものでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予算とか云々とかじゃないの。命にかかわることなの、命に。こんな1億2億安く上がるからって何十人の職員が死んでもいいの。私、そう言っているんですよ。またこれやってまた何十人の職員が亡くなったら、どうするの、あんた。何で責任とる気。何遍言ったってわかんないだね、これがないというか。これ、町民がこんなことで、ああいいことしたと納得しますかね。私は納得しないと思いますよ。こんな金額が補修だから安く上がるから同じメーカーやるなんて言ったって、また何十人の職員が死んだらどうするの。だれが責任とるの。そう思いませんか。町民の方々、いいことしたいいいことしたと手ばたきしますか。おかしい、おかしい、おかしい。非常におかしい。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

午後2時18分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第72号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第72号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、仮設庁舎等の設計並びに合同慰霊祭をとり行うための所要額を補正計上したほか、仮設魚市場の早期着工を図るべく市場事業特別会計の操出金を計上するなど、緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

8ページ、歳入でございますけれども、さきの議案70号でご決定を賜りました中国地方郵便局長協会からの負担金付750万円を図書購入寄附金として計上したものでございます。

続いて、9ページ、歳出でございますが、財産管理費で900万円。説明欄で仮庁舎設計業務

委託料ということで計上してございます。本委託料につきましては、本庁舎、それから総合支所、これらの仮庁舎の事業費をおおむね3億円と見込んでございます。この3億円に対しまして設計費3%を計上させていただきました。そういうことで、今回仮庁舎の設計業務委託料として900万円を計上させていただいております。

中段の社会福祉総務費2,000万でございますが、合同慰霊祭委託料ということで9月11日にベイサイドアリーナを会場に合同慰霊祭をとり行うということで予定してございます。その執行経費あるいは準備経費を今回計上させていただきました。

それから、病院費でございますが、病院事業会計出資金として900万でございますが、本庁舎と同様、今回仮診療所の設計委託料として繰り出すものでございますが、おおむね病院につきましても3億円の事業費を見込んでございます。その3%、900万円を病院費の方に設計委託料として出資をするものでございます。

最下段でございますが、市場事業会計への繰り出しということで1億747万円でございますが、9月末完成を目指している仮設市場の建設費でございます。今回国の第2次補正でメニュー化がされてございますがまだ確定ではございませんので、現時点では一般会計から繰り出しをさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、10ページ、11ページでございます。

10ページのさけます資源維持対策費でございますが、6月定例会で予算計上した水尻第2種魚場の仮復旧費用でございます。宮城県との協議によりまして備品購入費も含め一括発注工事ということにすることになりましたので、予算の増減なしで組みかえをもって一括発注をしたいということで今回補正をさせていただきました。

それから、11ページでございますが、図書館費、先ほど収入でご認定をいただきました750万円については図書館の購入費用として計上しております。それから、先ほど説明ございましたが、現在プレハブ2棟ございますが、そこへエアコンを設置したいというふうに考えております。

それから、予備費につきましては、財源調整のため今回予備費から1億4,647万円ほど減額をしてございます。

以上で、一般会計の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページをお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど現地を見させてもらったその仮庁舎の件であります。先ほど来の説明、現地でも説明がありましたけれども、2階建てで1階部分が診療所というか病院だと。そして2階が役場庁舎だということで、これはあくまでも仮庁舎なんですよ。仮庁舎で1階分の委託料、それから2階分の委託料が、名称は病院と役場ですから出所が違うということで二つに分かれて900万、900万、1,800万。それで3億、3億で6億の建物というような説明ですよ。6億といいますと立派な、仮じゃなく、立派な役場庁舎建設できるんですよ。これ、仮庁舎という、どういうふうなイメージを描いたらいいの。鉄筋コンクリートで基礎をガチンと打ってやるのは、私ども6億ですから考えるんですが、仮庁舎という、まさかプレハブみたいな感じのものをポンと置くんじゃないだろうなという感じするんですが、本格的な設計はこれからだということになるかもしれませんが、いずれにしろ900万という設計委託料の予算が出たということは基本設計がなされているということでしょうから、どういふふうな建物を想像したらいいんでしょうかね。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 実は、女川町の仮庁舎が約平米11万なんです。うちの方も大体それを基礎に積算をしておりますが、ある意味外観はこういう、ただ基礎はしっかりとやらせていただきますけれども、鉄筋コンクリートではもちろんございません。やはりプレハブの組み立て工法でございます。ただ電気、設備、これはすべて同じようにかかりますので、そういった金額になる予定でございますけれども、本庁舎とどう違うのかと言いますと、私もうまく説明はできないんですが、外観はこういった仮プレハブ工法でございまして、あとは中はいろいろ仕切り等が出てまいりますので、中にはある意味正規の庁舎と同じようなイメージになるかと思いますが、外観上はそういった外観でございまして。ただ基礎はしっかりとこれは打つようになるかと思えます。したがって、建築確認をとってそういった仮庁舎の発注というふうになる予定でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 仮庁舎ですから永久的ではないんですよ。その6億をかけて何年ぐらいそこで利用するのか。私は、6億もかけるのであれば本当に最初からもう何十年と使えるような建物ができると思うんですよ。私ども合併前に、岩手県の浄法寺というところに合成材を使用して役場庁舎を建てて安く上がったということで見に行ったときがあるんですが、大体5億か6億で立派な、あそこは2階建てでしたか、3階でしたか、建物ができているので、仮設で6億というちょっと首を今ひねらざるを得ないかなという感じするんですが、

平米11万ということでしょうけれども、女川の庁舎といってもまだ行ってもみないので、これはちょっといかがなものかなと思うんです。

それから、1階が病院で2階を役場庁舎にするということも、これもまたいかがなものかなという感じもしているので、ちょっと今言われてここで議決を迫られてもなかなか難しい判断をせざるを得ないのかなという感じもするんですけれども、どうなんでしょうね、これ。仮庁舎で3億、3億、6億ですよ。ちょっと納得できませんね。もう少し何かないですかね、納得得られるようなお話。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回予算名まだ説明してございませんが、役場につきましては、これは3分の2国庫から補助がまいります。仮設庁舎ということで。それから、残りの3分の1は交付税で後年度100%交付されるということで、理論上は一般財源なしで仮庁舎の分についてはそういった財源内訳で建設をしたいというふうに思っています。

それから、病院の方もいろいろこれまで折衝してきたんですが、日赤の方から同額を交付されるという予定でございます。

したがって、財源的に、今回ある意味一般財源持ち出しなしでそういった病院あるいは仮庁舎も建設できるということと、それから、何カ年になるかちょっとわかりませんが、数カ年は仮庁舎、仮診療所で当面そういう病院機能あるいは役場機能を果たさなければいけないということでございますので、今回そういった国あるいは日赤等からの財源等をいただきましたので、今回仮庁舎、仮診療所の工事に今踏み切らせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私も少し納得がいかないのですが、もう少し説明をお願いしたいんですが、例えば庁舎とそれから病院事業会計同じ金額で委託料を出していると。これは何で別々なのかなと、ひとつ900万で両方の設計ができないのかなと、何で別々なのかなと、その辺がちょっとよくわからないんですが、それと今前者もお話ししていましたが、6億円もかけるなら本当に地元の木材を使ってきちんとつくった方がむしろいいんじゃないかなと。それぐらいでできるんじゃないかと、ちょっとわからないんですが、詳しくはね。そういうふうな気持ちも今説明受けながら思いました。それで、この根拠、3億円、3億円の根拠、これがどこから来ているのか。どういうふうなことで3億円、3億円、全部で6億円ですか、その辺がどこから根拠が来ているのか、その辺も説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 仮病院でございますけれども、特に病院関係はCTとかいろんな機材を置く部分につきましては、これは相当の基礎を打たないとなかなか耐えられないという部分もございます。そういうことでなかなか木造というわけにはいかないだろうというふうに思っています。

それから、1階をすべて病院ということではなくて、窓口部門あるいは町民税部門の一部はできれば1階に置きたいと。それと病院機能ですね。それから、2階はそれ以外の役場機能ということで考えてございますが、あくまでも現段階で、この敷地面積を考慮した場合にどうしても2階建てで建てざるを得ないと。そうなった場合には、そういう病院と役場のアロケーションの方がより効果的に予算が執行できるのではないかとというふうに考えて、現段階ではそのように提案をさせていただいておりますが、1階ずつ平屋で別々に建てればいいんですけれども、そうしますと大体4,000平米ぐらいになりますので、そうなりますと敷地のほとんどを使ってしまうということで2階建てにせざるを得ないということからこういった提案をさせていただきました。

それから、それぞれ900万ずつという予算を取らせていただきましたが、会計は別でございますので、結果的には1社にお願いするようになりますけれども、その際はあと案分で、支出の場合についてはそれぞれの会計から割合に応じて費用を支出するとそういった内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今最後に、按分して900万円、また違ってくるのではないかと、そういうニュアンスの答弁もありました。先ほど私聞きましたように、最初からどうしてここの3億円、3億円というのがどこの見積もりどういう根拠のもとに出てきたのかなという気が、どうしても納得いかなかったものですからあえて聞いたんですが、病院なんかだと、例えばCTの話出ましたけれども、レントゲン室なんかだとやはりきちんとしたものをつくらないと線が漏れるというのでそういう吟味しているというのもわかります。しかし、だから木造はだめだというような結論にはならないと私は思います。本当に根拠が、3億円、3億円の根拠がまだよく納得しないので、本当にどこを根拠にしてこの金額が出てきたのかということをもう一度ちょっと説明お願いしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） あくまでも今見込みの工事費でございます、病院の方は後で事務

長の方から答弁をさせますが、庁舎の部分については平米当たり11万ということで2,700平米前後を見込んでございます。それに11万を掛けますと約3億円ということになりますが、そういう形で工事費を積算してございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の建設費についてですけれども、病院の関係につきましてはいろんなところの予算を確保するために、実は国境なき医師団の方に、ある程度こちらのどういう部屋が必要なんですよという、ある程度24時間の救急までやる診療体制にはどういう部屋がないとだめなんですということで、国境なき医師団の1級建築士さんの方にある程度平面の図面を、概算となるため何か基礎がないと話し合いにならないので、その関係で平面とそれから概算の予算というのを出示してもらいました。その金額が建物だけで2億6,000万という内容になっています。それと、それは浄化槽が入っていないので、浄化槽を200人槽ぐらいの浄化槽、200人とか250人槽の浄化槽がないと診療所としてもやっていけないので、その分を入れるとすると1,500万から2,000万の浄化槽費がかかりますよということで、概算として2億8,000万とか3億近くというような一応の概算の設計を見ておりました。その話の中で、先ほど言いました日本赤十字の方にお話を持って行って、これくらい大体かかるんですけれどもどうですかというような打ち合わせをしながら、それを支援してもらえますかみたいな話で進んでいっているものですから、それで大体3億弱という仮設診療所の概算の金額というのが出てきている状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 抜かりなくいろいろ設計しているんだと思いますが、見積もりしていると思うんですが、本当にざっと聞いただけでは、もうちょっと仮設ではなくてもっとゆとりあるそういうのができるのではないかなと私も思いましたので、ちょっと質問しております。多分大丈夫だとは思いますが、財政的には町の負担はないという先ほどの説明でしたが、本当に金額に見合った建物、金額に見合った事業がきちんとできるのかどうかということでその辺で私は、こんな言い方して悪いんですが、儲けるところに儲かってきちんとしたものができなかったというようなことがないように、ちゃんとやってほしいなと思うものですからこういうことを言っています。金額に見合ったきちんとした仮設住宅ができるように、ぜひよろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私も前者の方々とやや似通った質問になろうかと思っておりますけれども、仮

設庁舎にしても病院にしても町民のためにはどちらも大切だろうとこういうふうに私は思いますけれども、これを例えば、今回はそういうような考え方で提案されているわけなんですけれども、別個に建てることのできないのかと。そして、仮設じゃなくして即本体建設というように形にできないものかと。そうした場合に、どちらを選ぶかということは皆さんの判断にもよろうかと思えますけれども、そうすることによって一つの建物6億であれば、十分どっちも完璧なもの、ややですよ、やや完璧なもの、あるいは半永久的に使える建物になるんじゃないかなというふうに思います。それと、仮に設計費、これはいずれも3%になるかもしれませんが、一つにした場合にしたら6億かけて、やはりこいつも二つと同じになるのかどうか。

それから、仮にできあがった建物を見た場合に、下は病院、上は事務所というようなことになった場合に、病院ですから、病院にさらに事務所といった形をとった場合には、どのような目的からした場合にどういふふう支障が出てくるかというようにこともやはり考えていいことではないかなというふうに思うので、私はこれをいずれかを選定すべきだと、そんなふう今感じておったので質問しているわけでございます。

つまり6億双方必要だろうけれども、この仮設の議場も4カ月もたせたわけですから、これでも差し支えないと思うし、例えば2年かかるとすれば、あらましの庁舎建設でも病院建設でも出るのはないかなというふうな思いもしますので、ぜひそうした視点で考えてみることも必要ではないかなとそんなふう思ったので、この辺を一つ考え方としてお聞かせいただきたいなとそう思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、特に病院等につきましては、今の仮設での暑さあるいは雨漏りそういったところで、あのままでいいのかということで特別の配慮をいただいて、仮診療所のそういった経費、貴重な財源をいただくということになっておりますので、仮に本病院ということになりますと数カ年かかります。位置の問題、そういった財政的な問題、そういったもので、今後数カ年今の仮診療所でいいのかと。患者さんに相当ご負担をかけますので、そういった中で、日赤さんもそういった事情を酌んでいただいて、一日も早くそういった仮診療所で十分な医療をさせていただきたいということの配慮だと思います。

役場にしてもそうなんです、仮に本庁舎を建てる場合に今補助金はございません。数億というそういったお金をどこから持ってくるのかという財源的な問題がございます。それから、この仮設庁舎2年でも3年でもいいんだがというようなことはありますけれども、これは災

害救助法で認められたものですから、そう何年もそういった法の適用はございませんので、先ほど申し上げましたそういった金額は6億という非常に大きな金でございますけれども、いろんな補助制度あるいはそういった財政援助がございます、ほとんど一般財源に手をかけないで建てられるというチャンスでございますので、今回そういった予算に設計料を計上させていただいたところでございますので、よろしくご決定いただくという形でお願いをさせていただきたいというふうに思います。

なお、1階でもいいんじゃないかということにつきましては、先ほど申し上げました、そういった敷地の面積からの選択でございますので、なおご理解をいただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 説明は説明、答弁は答弁として承っておきたいと思いますが、どうですかね、いずれにしても数カ年はまず、数カ年というのは何年を指しての数カ年か、ちょっと理解されにくいんですけども、これを併用型の建物でなくして別個に建てるということにすればこの仮設住宅が、そんなに南三陸町でも金のある町ではありませんから、1回かけたら何十年と使えるようにするような考え方もやはり視点として考えてほしいなと思います。と申しますのは、役場は役場、病院は病院として、今回の震災制度を活用して建てなければその補助金制度、国の制度、そういったものが適用できないというならば、別個に建てて活用するというような、庁舎などはむしろそういう方法がよろしいのではないかなというふうに思います。病院と庁舎の併用というのは、私はいかがなものかなとそんなふうに思うので、この辺いま一度考えられないことかと。つまり病院は日赤さんの財源支援、それから庁舎は震災復興制度による補助金制度の活用ということである、つまり財源の出所が違うということですから、それであれば、別個に建てて別個に建てた建物の機能を将来につなげていくというような方法だって私は好ましいのじゃないかなと。仮に自分の家が震災を受けて仮に建ててまた本住宅を建てるなんていうのは、そんなにそんなに収入がありませんから、そういったようなことを考えるにしても、やはりいま一度考えてみる必要性があるんじゃないかなと思いますけれども、この制度の活用ということと財源の捻出ということで、どうしてもこの併用型の建物でなければいけないのかどうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 病院は1,500平米ぐらい前後なんです。本庁舎は2,500ぐらいで、し

たがって先ほど申し上げましたのは、1階部分を病院とそれから役場機能の窓口部門、税部門ということで考えられないかと。そして2階はその他の役場機能ということなんですが、敷地の関係で2階建てが敷地も有効に使えるということで計画してございますが、問題はじゃ病院を2階建てにしていいのかということなんです。病院も2階建てでいいということになれば隣り合わせで建てることも可能なんですけれども、その辺はあと病院の方と協議をさせていただきますが、必ずしも当初申し上げた方式だけじゃなくて、病院を2階建てあるいは役場を2階建てということでのそういった並列といいますか、隣同士で建てることも可能だと思いますが、ただアロケーション、アロケというんですが、それよりはお金はかかると思います。仮に浄化槽とかあるいはキュービクル工事とかいろいろ共用部分がございますので、そういったものを今後設計の中で、ちょっと総額の予算もございますので、設計の中でちょっと検討させていただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明のとおりのこと考えられますけれども、仮に朝から晩まで救急車鳴り通しで、またも来たまたも来たというようなことになると、事務屋の職員の人たちも集中力が得られないというようなことを想像してみてもいい。そういうことだってあり得るんですよ。あり得るんですよ。だから、私は併用の建物よりも個別に、できるんだったら本体をつくるということは、数年ですから2年でできるか3年でできるかわからないけれども、あるいは5年10年、そんなにかかってえられないのっしや、こいつ。建物だって、庁舎だって。始まったらば一気にやるぐらいのやはり考え方をもって進めてもらわないといけないと思います。

そういうことで、どうですか。本当にまた救急車が来た、今度は出あっていった、そんな形で、やはりかえって混同するんではないか、併用する建物をつくるということは。この辺もっと慎重に考えるべきではないかなと。そして、できれば即、本体建設は補助金がないということですから、これは補助金を活用するというのであれば、それができないとしても、これだけの金額をかけるんですから、財源をかけるんですから、やはりそれなりの建物になると思うので、これは長く使える建物、仮設であっても長く使える建物だというふうに思いますので、ぜひその辺を検討していただいて、できれば本当に町民のために、そしてない財産をどう活用するかということが大切であろうかと思っておりますので検討、大きな大きな検討課題じゃないかなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 9ページをちょっとお願いします。

社会福祉費から今回合同慰霊祭ということでベイサイドアリーナで9月11日ですか、ちょうど5カ月目に2,000万ほどの予算で開催するとのことですが、やることはいいんですが、どのような状況、どういうふうにしてやるのか、おおまかで結構ですのでお願いします。

また、同じページの水産業費の中で市場事業ということが載っています。1億余りですか、の予算で今回やるようですが、その中でこれも今の市場がだめになったから緊急的にやるということでしょうか、そういった整備の内容、大まかでこれもいいと思いますのでご説明のほどお願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 合同慰霊祭の概要といいますか、まだ細かい部分については今からというようなことですので、今のところ9月11日、ちょうど6カ月目というようなことになりましたが、ベイサイドアリーナ、今物資倉庫になっておりますが、そちらで合同慰霊祭をやりたいというふうなことで考えております。今のところ亡くなった方、それから行方不明者の方を含めると1,000名弱というふうなことですので、そのご遺族の方がいらっしゃいますと2,000名以上の方が多分お出でになるんだらうと。そこでやるというふうなことですので、場所的にはもうあそこしかないというふうなことでもそこを選定させていただきました。費用的には2,000万円というふうなことなんです、石巻の例を見ますと国の方から国賓の方とかそういった方まで呼びをするというようなことを想定しております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産業費の市場事業特別会計への繰り出しの関係ですが、市場に関してはこの後市場特別会計の方での詳しい説明をと思っておりましたが、今聞かれましたので、この議案参考資料の方に市場特会の分の資料として載せてございますが、参考資料の4ページの方をごらんいただきたいんですが、議案関係参考資料の方でございます。

ちょっと見にくい図面、ここの4ページの方に、これは志津川漁港の見取り図なんですがございますが、ここに従前の市場と、それからそこが流されてしましまして使える状態じゃないものですから、この志津川漁港の比較的破損が少なくて何とか手直しすれば使えるだろうと思われるところを県からお借りして、ここに仮設の市場をつくりたいということで考えておまして、この見取り図の中の仮設魚市場の申請箇所というところに仮設の市場をつくらうと

考えております。市場はご存じのとおり上屋、建物に屋根をかけて、それで面積的にはこれまでの3分の1ぐらいの大きさにしかならないんですけども、そこを仮設市場として使いたいと考えております。具体的には後の説明でもと思っておりましたが、あくまでも仮設なものですから鉄骨づくりで、それから屋根はテント方式でやろうと考えております。荷さばきの建物そのものはです。ただ食べ物を扱うものですから、衛生的な処理をするためには基礎部分とか土間の部分、これはコンクリートのたたきにして、そして排水だとかを吟味しなければならない。それで、これを運営するための市場の事務所ですとか、あるいは仲買人の事務所ですとか、それらもあわせて整備いたします。それと、水を使う関係がありますので、海水を取水いたしまして、海の方の水をそのまま流すというわけにはまいりませんので、海水を井戸を掘ってポンプでくみ上げて、それを殺菌して使うというような設備もあわせて整備するというような予定でございます。おおまかにはそういうような状況でございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ただいま合同慰霊祭の方なんですけど、今回3月11日ですか、大震災によって本町でも先ほどお話ありましたように540名以上の方々が亡くなったり、あるいは644名、古いデータではそうなっておりますが、およそ1,200名ですか、それくらいの方々がいろいろ亡くなったり行方不明になったりしたわけです。そういったことの合同慰霊祭ですから当然町民も待っていたわけですし、やるべきだと思います。そういったことで今回アリーナでやるということは、時期的にいろいろ復旧復興のことがあったとしても、この時期からおくれば少しおくれるのかなと思います。他の市町村でもやったようなニュースもあるようですので、この時期を逃さないでやるべきかなと思いますし、今回そういった意味では余り規模を縮小することなく町民の慰霊といいますか、そういった亡くなった方の慰霊のためにも、ぜひこのことを実施すべきだと思います。

それから、市場の方なんですけど、先ほど課長のお話では3分の1ですか、そういった整備ということなんですけど、本町では基幹産業である水産業であるわけです。その市場の機能が全く失われたということもありまして、やはり復興の第一番目に産業としては水産を第一に、どれも大切なんですけど、そういったことでは漁期が秋ザケとかございますので、そういった時期を逃さないように整備して漁に合わせるべきかだと思います。そういった意味では規模は小さくても、やはり関連の施設整備といったことも含めてやるようですが、仕事に支障のない整備でやってもらいたいと思いますが、これはやはりいわゆる南三陸町ではそこ1カ所と

ということになるんですかね。それから、ほかの地区というのは今後どういったことになるのか。その辺をちょっとご説明いただきます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 魚市場の関係ですけれども、南三陸町地方卸売市場ということでこれまで志津川漁港の、今までのところご存じだと思いますが、あそこでやっております、それ以外の場所ではやっておりませんでした。今後とも分散するというよりも、南三陸町の地方卸売市場は1カ所で集約して卸売りをした方がいろんな面でよかろうと思いますので、町内でほかのところに分散して市場を運営していくということは現時点では考えておりません。それから、現時点で使える漁港というのはなかなかございませんので、仮設の市場を設置するとすればここ以外にないのかなということで決定いたしました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 9ページ、私も仮設庁舎について伺いをしたいと思います。

前者の方々もいろいろと意見を述べているようですけれども、場所も先ほど説明をいただきました。おおよそ面積も説明をいただいた。歌津の総合支所の方も説明をいただいた。ただ総合支所の方は予算がどこを見ても載ってねえようです。これはいつどういう考えを持っているのか。

それから、1階が病院で2階が庁舎だと。一体そんな庁舎と病院が1階と2階と混在する、そんなのはあるんですかね。あれば説明をしてもらいたい。今、仮設病院を建てているのは私の記憶では岩手県の大槌町、それから女川町がありました。これは2階に庁舎があるのかどうかですね。私は病院は病院、庁舎は庁舎でやっていただきたい。先ほどの説明では、副町長は4年になるか5年になるかわからない。6年になるか8年になるかもわかりませんよ。将来に禍根を残すようなそういうことはやる必要はないんじゃないかならうかと思えますよ。今役場を建てる土地がないとか病院を建てる土地がない。まちつくる土地もないんじゃないですか、そんなこと言ったら。つくればいいんですよ。これは運営委員会のときに丁寧に事務局が示したものね。庁舎については何よりも町民の利便性を重視した場所を決めるべきだと。しかも、特別多数決するほど重要なんです。多分仮設だと言ってもですよ。私は病院とは別個に建てるべきだと。何のメリット、土地が狭い分、つくればいいんですよ、土地は。今せっかく建てるのに3億、本庁舎は30億でやるんですか。30億という言葉は私が聞いた範囲では4回か5回ありますから、そんなにももらえるんですか、国から。専決ですからね、ついでですが、伺いたいと思います。私は安心して安全な場所であれば6億でも7億でも、本当に雨

さえ漏らなければいいです、そんな場所でいいと思いますよ。そんなことは余計な今議案のないことですけれども、私は別個に、病院は病院、庁舎は庁舎でやっていただきたい。これは再考する必要があるのではなかろうかというふうに私は考えております。

歌津の総合支所については一体どんな考えを持っているか、今後どういう考えを持っているのか。何名ぐらい落としていくのか。そして幾らぐらいの金額で仮に総合支所を建てようとしているのか。なぜ今回の予算に総合支所の予算計画が立てないのか。その辺がどうも納得がいかないのであります。

私は、現在この被災地であるいろんな町村の仮庁舎、それらは議会ともども知らす必要があると思いますよ。女川にいても大槌も、そのうちまだあるでしょう。そんなに急いで不便なところに建てる必要はないと思いますよ。わざわざ2階に上がって、ねえ。私はこれは考える必要があるんじゃないかなと思いますよ。場所はどうにもなりますよ。それは政治力だ。それが政治の力じゃないですか。場所づくり。私はそういうふうに今の段階では考えております。答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 本庁も総合支所も工事請負費は計上してございません。今回あくまでも設計費900万でございますが、この中には本庁分と総合支所分の設計費が含まれております。ええ。そういうことで、その設計が出たらそれぞれ後、次回になりますかわかりませんが、工事費が確定すれば次回の補正予算に提案をさせていただきたいと。

それから、限られた今町有地はここしかございません。それで、仮設でございますので、できるだけ早くやはり建設をして、そういった住民の利便、それから患者さんの利便を図りたいというのが第一義でございますので、そう考えますとこのベイサイドアリーナのこの多目的の広場しか、現段階では建設場所が限られておりますので、よろしくご決定をいただきたいと、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そうすると、900万の中には歌津の総合支所の設計も入っているんだと。そういうことは説明すればいいんですよ。ええ。それで、歌津の総合支所についての今いろんな質問を私はしておりましたが、関連で、それについてどなたが説明するんだか。今後の支所のあり方、どのような形で支所を継続しようとするのか。それは今の段階の考え方、いろいろな町民の声が入ってきておりますから、町長が決めるんでしょうから、町長の方が…

○議長（後藤清喜君） 4番、もうちょっとマイクを近づけて。

○4番（阿部 建君） はい。町長の答弁をいただきたいと思います。その場所については、それはあなたの考え方ですから、私はそういう考えを持っていませんので、付け加えておきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、第1点目の庁舎、仮診療所の話をちょっとさせていただきますが、できればとにかく急ぎたいというのが私たちの思いでございます。これは以前から、大瀧議員も何回も診療所の方に足を運んでいただいておりますが、今の診療所の医療環境については大変厳しいと。こういう状況でいつまでもいわゆる患者さんをお迎えする環境ではないというふうに私は認識をいたしておりまして、この話につきましては4月中旬から国あるいは県の方にお話をさせていただきまして、とにかく一日も早くこの医療環境を改善してほしいということを書いてまいりました。おかげさまで今回日本赤十字社の方から資金の支援ということでお話をいただきましたので、とにかく私は一日も早くこの仮診療所の建設には入りたいというふうに考えておりますので、その辺はひとつ阿部議員よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、今の総合支所の位置づけの問題でございますが、建物につきましては今総務課長が答弁したとおりでございます。また、あり方ということにつきましても、当面今、歌津総合支所には地域生活課と……町民福祉課という形の中で配置をいたしておりますので、基本的にはそういった課の設置については今後とも継続をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私の言っているのは庁舎のこと。病院は一日も早い方がいいと思いますよ。しかし、今の体制でも何もそんなに不便ではありませんよ。十分に私は、登米の方でもやっているわけですからね、私もちよくちよく行くんですから、病院に。何か案外便利だなと、こういうふうに思っております。病院はそれであっても、仮病院については急いで建てる必要があろうと、町長の言うとおりでと思いますかね。

私の言っているのはその庁舎の問題。2階にわざわざ庁舎を、町民がわざわざ2階に上がって、不便ですよ、2階なんてのは。新たに庁舎は庁舎で考える必要があろうと。何もこれ今すぐに建てなくてできないというのではないですから、これで立派にちゃんと皆さんやっていますので、もう少し慎重に場所を選定したらいかがでしょうかと、こういうことです。今

のような考え方では、私はなかなかいい方法だなというふうには思うことはできないと、そういうことです。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々、毎日この仮庁舎で仕事をしております。現在まだここは仮設トイレを使用いたしております。それから、仕事をするにもこういったプレハブ、上下に分かれておりますし、お互いに行ったり来たりということで、町民の皆さんにも大変お出でになった際に、この用事はどこに行けばいいんだということになりますと、それぞれ上に上がったり下においたりということでございまして、町民の皆さんの利便性についても大変私は低下しているというふうに認識をいたしております。そういった意味におきましては、きのうですか、女川の庁舎のテレビ放送になっておりまして拝見させていただきましたが、大変町民の皆さんも使い勝手がいいということでインタビューにお答えになっておりましたが、やはり我々も、町民皆さんのそういった利便性というものを考える必要があるだろうというふうに思います。したがって、今阿部議員が多分ご懸念だと思うのは、すべてが2階に上がって町民の皆さん不便だろうというふうなお話でございしますが、我々としては基本的には町民の皆さんがふだんお使いになる課、いわゆる町民税務課が特にそうでございしますが、そういった課については1階に設置をして町民の皆さんの利便性を図っていきたいというふうに私どもは考えておりますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第73号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第73号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、仮設魚市場及び関連設備の建設費用を計上したものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

改めまして、議案関係参考資料の4ページの方をごらんください。

少し細かくて見にくい図面を添付させていただきまして申しわけございませんが、これが志津川漁港の見取り図でございます。

従前の市場が使える状態ではございませんで、使える状態じゃないと言いますのは、大森地区の方から入っていく道路がなくなっておりまして、それで岸壁が沈下しておりますので、これは県が管理している漁港なんですけれども、これをかさ上げするためには今の市場を修繕するというわけにはまいりませんので、ここじゃないところに仮設の市場をつくるというそのような方針を考えました。

じゃ、どこがよろしいかということでございますが、いろいろ見たんでございますが、現在使える岸壁はこの志津川漁港の一部しかないだろうと考えまして、それで比較的損傷が、軽微というわけではございませんが、使えるのではなかろうかと思われる場所を選定いたしまして、この図面にあります仮設魚市場の申請箇所という、南東側の岸壁はこのままでもとりあえず使えるのではなかろうかということで県の方と協議してまいりまして、ここに仮設の市場をつくりたいと考えました。

この区画の面積は約3,000平方メートルでございます。ここに仮設の市場の上屋を建てまして、それであとは事務所だとか仲買人の控室だとかをつくと。それから、ここで水を、どうしても市場というのは洗い水とかを使いますので、海水を使う予定でございます。海水に関しましては湾内の海水よりもできれば防波堤の外側から水を取りたいということを考えておりまして、ただし現在ありますこの防波堤がここも破損しておりますので、防波堤に直接くっ

つけるというわけにはまいりませんで、防波堤の、図面で見ますと右の方なんです、ここに有島パークがございます、有島パークのその付近から海中に井戸を掘りまして、そこから水を引いて殺菌して使おうというような計画でございます。

次の5ページの方をごらんいただきたいんですが、これが上屋の、余りに専門的な細かい図面で恐縮なんでございますが、卸売市場3,000平米の敷地のところに長さが60メートル、それから幅が20メートルの上屋、建物、荷さばき場を建てようと考えております。これは屋根の部分等に関しましてはテント方式でやろうと考えております。支柱は鉄骨づくりのテント方式でと考えております。それから、鳥の被害だとかがありますので、横の方にも横幕は張ります。そういうことを考えております。この荷さばき施設そのものの設計額が約5,000万円。失礼いたしました。6,500万円ほどです。この6,500万円の中には、この荷さばき施設のたたきだとか、いわゆるコンクリートの舗装のたたきだとかを含めております。

それから、先ほど申しました附属の建物でございますが、市場の事務所、それから仲買人の控室あるいは入札室等をこの横の方に建てます。それから、市場は食べ物を扱うものですからどうしても衛生的な処理をしなければならぬということなんです、現在のこの敷地そのものはすぐに市場に使える状態ではございませんで、基礎を含めて外構工事をしなければなりません。アスファルト舗装だけじゃなくて、必要なところはコンクリート舗装をやり直すということを考えております。それらの外構工事費で約1,000万円ほどを見ております。それから、水の取水工事に関しましては、水はさっき申しました海水だけじゃなくて、それを濾過して殺菌して使うということで、これの塩水の取水工事そのものに約3,000万円ほどの工事費を見込んでおりまして、総額で記載のと通りの1億……これは消費税含めてでございますが、1億747万円を計上しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと場所的なことがどの辺か今イメージが出ていないんですけども、いずれにしろ新しく仮設の市場をつくって早速水産振興に役立てるといことですから結構なことなんです、その市場ができて漁業者というか漁船が水揚げする。そのときに買う方々の買う体制が整っているのかどうかということなんです。例えば活魚でも何でも買って持って行って、自分のところで例えば活魚をそのまま生かしておけるような装置ができておるのか、あるいは加工する施設ができておるのか、この買い人さんたちがね。そういうふうなのはどういうふうな状況になっておるのか。せっかく生きのいいやつを持って行って

も処理する場所がないから、言葉は悪いんですけども、安くたたかれてしまったとかそういうような懸念もなきにしもあらずということでありまして、でありますので、この際、よそからの買い人の方々の誘致というものも考えればいいのかないかなという思いがしているんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） おっしゃるとおりのことなんでございますが、市場は町が開設者となっておりますが、実際に運営する中卸業者は宮城県漁協のこれまでは志津川支所の方をお願いしておりますが、こちらの方では市場運営審議会という名称でもって、いわゆる取引の仕方とかそれらを審議しております。その中で仲買人の方々を認定というかそういう形をしております。今回まだ、今年度になってまだその運営審議会は開設しておりませんが、市場が本格的に運営する際にはその市場運営審議会を開催しまして、仲買人の方々をだれでもいいというわけにはなかなかいかないですけども、その中でいろいろ議論がなされると思います。

これまでもなんだそうですけれども、まだ私も4月からだから知ったかぶりというわけではないですけども、どうしても適正価格、生産者からすればできるだけ高い金額で買ってもらうためには、その仲買人の方々が充実していなければならないということで、そういう議論は従前からあったそうですので、今後はさらにその辺のところを関係者と検討しながらやっていきたいと考えておりますが、なお、ただいま議員が指摘されました活魚の関係なんでもございますが、これまで活魚水槽ということで設置しておりましたけれども、今回仮設でその場所も狭いものですから、魚の状態で生きたまま扱うというそういう設備に関しては残念ながら断念いたしまして、ただタコだとかそれらのものに関しては若干の水槽で生きたままということはできますが、一般の魚の活魚というのはなかなか難しいということで、その設備は断念いたしました。そういうところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 昨年ですか、産業建設常任委員会であそこは南の方の市場を視察いたしまして、委員会の報告ということで買い人、買い受け人の方々の許認可というものを多くしてほしいというような報告書を出しておりますので、その辺は漁協の志津川支所の方が管轄だということでありまして、ぜひ開設者であります町の方からも、そういう漁協に対してもお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、このわきに仮設の造船場ということで、これは浄化する場所なのかなというこ

とで、これは何ですか、これも町が建設をして使わせるというようなやり方なんですか。どうなんですか。造船場の申請箇所ということで載っておるんですが、これはまた別個のもので、あくまでも市場だけという解釈でよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 資料そのものが仮設魚市場と造船場の申請箇所同じ資料を使っ
てしまいましたけれども、ご存じのように造船場も、町内にある造船場そのものがやられて
しまったものですから、漁業の復興にはどうしても造船場が必要だということで、それでこ
こが県の土地なものですから、それで申請のときに造船場用地として一緒に申請したという
ことをございまして、造船場を運営するのはもちろん町ではございませんで、その造船場あ
るいは鉄工場の人たちが運営するというようなことをございます。資料をそのように共用し
てしまいましたので、紛らわしくなっていました。済みませんでした。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第74号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題
といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号平成23年度南三陸町病院事業会計補
正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、病院事業に対する寄附金及び仮設診療所建設のための設計委託料に

ついて必要な措置を講じたものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、補正予算書の26ページ、27ページの方で説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、3条予算の収益的支出、それから4条予算の資本的支出について両方補正するものです。

収益的収支につきましては、収入といたしまして、他会計補助金病院群輪番制補助金617万9,000円を補正しております。これは病院が損壊したということで、昨年まで病院群輪番制につきましては公立志津川病院、それから猪苗代病院、それから気仙沼市立病院ですか、3病院で行っていたんですけれども、流出したということで1回補正予算で取り下げました。というのは輪番制に入らないんじゃないのかということなんですけれども、それでこれを統括している気仙沼医師会さんの方に協議をしたところ、うちの方でも24時間体制での患者の受け入れを行っているということで、昨年度と同様の取り扱いをしたいということで、この昨年と同様の補助金の補正をここでしております。

それから、その他医業外収益として139万2,000円を設定しております。これは病院に対する見舞金とか寄附金、今8件ほど来ております。8件で377万6,331円という見舞金、寄付金に来ておまして、これを有効活用させていただきたく収益的収入の方に139万2,000円を計上しております。

支出といたしましては、医業費用の材料費として医療消耗備品を購入するための39万2,000円。これは消耗備品も大分ございませんので、流されて、そういう格好で今回購入すべきものについて39万2,000円の補正を行っている。

それから、経費として100万円ということで、職員の被服費。白衣等すべて流されてしまっておりますので、これについて職員に対する被服に使わせていただきたいというふうに考えております。

それから、その下の27ページの方ですけれども、資本的収支についてですけれども、先ほど一般会計の方でもご説明ありましたとおり、他会計出資金、一般会計の方から900万の繰り入れを行っております。

それから、寄附金として先ほど370万の中の238万4,000円を4条予算の方に入れております。

何に使うかと言いますと、下の支出の方ですけれども有形固定資産の購入費、これは機材がほとんどございませんので、この238万4,000円で米山病院の方を開設しましたんですけれども、そちらの方の製氷機、それからリハビリ用の機材、ホットパックとか温熱療法装置とかそういうものを購入したいというふうに考えております。

それから、施設整備費としましては900万。先ほど申しあげました仮設診療所、大体3億程度の見込みですのでその3%ということで900万円の設計委託料をここに計上してございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 内容につきましては説明を受けましたので、この病院の最近損益計算書が出てこないんですよね。損益計算書。どのようになっているのか。つくっていないわけじゃないでしょう。つくっているんですよね。なぜ出さないんですか、議会に。状況がどういうふうになっているのか、経常、人件費あるいは営業収益等々、そして幾らぐらいの赤字になるのか、非常に心配しているところなんですけれども、そういった数字的なことは全然出してないからね。対応の仕方もないんじゃないですか。それ、すぐ出してください。できているんでしょう。本当はこの議会が開会するまでに配付しておかなきゃならないんですよ。しばらく出してないですからね。すぐ出してください。

それから、先ほども庁舎建設のことで900万話が出まして、この病院でも設計だということで、前者の方々もいろいろありました。やはり私も病院と役場庁舎の上下で事務所があるというか、そういうことはいかかなものかなと思って、想像してみたんですよね。前者が想像してみてくださいということで。例えば、志津川病院、旧志津川病院とか、現在はありません、気仙沼病院があつて、患者さんが毎日のように出たり入ったりしている。救急車が鳴る。あるいは消防車なんかも時々鳴る。それから、車が出入り……

○議長（後藤清喜君） 14番、ちょっとお待ちください。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、この議案審議を終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、時間延長をすることにします。

どうぞ、14番、続けてください。

○14番（三浦清人君）　そういうことで、どうもやはり病院と役場は別々にした方がいいと思います。ただ病院は急がなきゃならないと思うので、早急にやはり建設していただいて、設計していただいて、それから役場の方もまた別な場所あるいは同じ棟、建物の1階2階じゃなく、別棟でやはりやった方がいいと思いますので、その辺のところを考慮して進めていただきたいと思いますというふうに思います。これは設計委託料ですから、工事請負費がまた同じ建物で出てくると果たしていかなものかなという心配もありますので、ぜひ設計する際にはそういう方向でやっていただきたいと思いますというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君）　病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君）　三浦議員が言うとおりの、月報が出ないというのはそのとおりでございます。というのは、まだ1カ月の収支が出るような状況ではないと、現在までですね、というのは、人件費とかは給与なんかもおくれおくれになって、やっと今月あたりから正当に戻ったということもございまして、共済費なんかはまだ月々のやつがおくれになっている。月のやつがまだ終わっていないという状況もある。そういう状況なものですから。

それと、5月までの分については請求の方がおくれていまして、6月に5月、6月分を出したりなんかしているの、やっと正常に戻ってきたようなところもございまして、今7月なので、8月くらいからはやっと出るのかなというふうには思います。できればうちの方も月報を出して、皆さんの方に正確な月々のやつをお示ししたいというふうには早急に考えておりますけれども、今そういう状況なものですから、多分8月くらいから出るのかなというふうに見込んでおります。その辺はちょっとおそくなりまして申しわけないですけれども、ご容赦、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、建設の関係につきましては、今回場所が1カ所だということでの話なので、設計費でそこに病院と庁舎を建てなきゃいけないということであろうかという格好になるのかなというふうには思いますけれども、皆さんの危惧するところもわからないわけではございませんけれども、ほかにその場所があれば多分別々にとかというふうになるかと思っておりますけれども、どういうふうな設計の内容が出てくるか、私の方でもちょっとわかりませんが、一応先ほど、国境なき医師団の方から診療所だけの平面図を書いてもらったときには1,370平米ぐらいの面積が必要なんですよと。でもこれはすべてが入っているわけじゃないんですけれども、そのときに時間がなかったの、こういう機能がなきゃいけないんですということでの出し方なものですから、それを今回もう少し詰めて、設計業者とかきちんとして設計しても

らわなきゃいけないという状況でございますので、1,370がもう少しふえるかもしれないところもあるんですけれども、それで大体1,500平米、病院としては1,500平米ぐらいの規模じゃないかというふうに考えています。

それと、庁舎の方もございますので、それをどういうふうに今後させていくかというのは、設計業者さんの方に今後設計してもらっての話だと思います。2階になるのか、1階で全部やると、先ほど総務課長が言ったとおり、4,000平米ぐらいになるとその上が5,000平米しかないところに4,000平米だともう駐車場もないという状況になりますので、そういうことを考えて2階とアロケという格好で一緒の共用施設みたいな格好でのお話なんだと思いますけれども、そういうところでの設計業者さんがどういうふうに出すかというのは今後検討、推移を見なきゃいけないのかなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 事情が事情で、こういった震災ということで、いろいろとその給料関係なんかも一般職の同じでそういうのはわかるんですが、それはそれとして、それはそれとして企業会計上やはり出さなきゃならない。事情はわかりますよ。そこを言っているんです、私。だから、まだかっつくとかかっつかないとかという問題ではないんですよ。企業会計上、会計の損益計算書は出さなきゃならない。それを出してくださいということを言っているんであって、事情はわかりますよ。でも、そういう追っつかなくたって、つくらなきゃならないんじゃないですか。私はそう思いますよ。だから、それをつくって出してくださいということを行っているだけで、無茶を言っているつもりはないですね。ええ。出さない方がおかしいんですから。つくっていないということですね、そうしますと。できてないということでしょう。それがいいのかということになってくるんですよ。

それから、国境なき医師団あるいは日赤の関係で補助金をもらうということで病院もやるということ、そいつは業者が便乗したのかどうかよくわかりませんが、やはり別々の方がいいと私思いますよ。そういうふうな検討をしてください。今、設計委託料だけの予算でありますからね、建設費ではありませんから。きょうは通っても、やはりいろいろと考えた方がいいと思いますよ。以上です。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） さっき聞き落としたものだから、今この予算書の中でお聞きいたしたいと思います。

仮設庁舎の設計費用も診療所の設計書も1銭も変わらないで900万円という計上をされている

んだけれども、これはどこも同じなんだべかね、見積もり。見積もりが同じなのかと。例えば、2階の分は病院の分の基礎、これは基礎違いますよね。2階さも基礎つくるわけでねえびょん。ねえ。そうすると、見積もり金額が全く同じだということはこれはありえねえと思うのっしょ。じゃないですか。この辺の設計見積額の同額というのはどういうふうにして算定計上したんだか、お答え願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほども一般会計で申し上げたんですが、庁舎、それから病院も工事予定額が3億円を予定してございます。その3%ということでそれぞれ900万ずつの設計を計上させていただいたと。これから後設計を発注するわけでございますけれども、その中であとはその概算工事費の中で設計委託料は按分して、どれくらい下がりますかわかりませんが、それは工事費が出て来た段階であとは按分して支払う、こういうことでMAXでそれぞれ900万ずつ計上させていただきました。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そうすると、今回お諮りしたのは、概算枠で3億であれば3%の900万というような算定の仕方をしたと、そういう計上の仕方をしたということですね。はい、わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 1点だけお聞きします。今ここで設計費が可決されますと、プレハブはいつできるのか、その辺の見通しをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 年内に仮設診療所の方はつくりたい。大体これを可決しますと、設計に大体1カ月くらいかかるのかなというふうに思います。それから、建設に2ヶ月から3ヶ月という内容で見込んでいますので、年内にはできるというふうに、できれば12月当初、頭にはつくって入りたいなというふうには考えていますけれども、今後設計とそれから建設とそれに打ち合わせながらその辺ははっきりしてくるかなと。今のところの見込みではそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に劣悪な状態で診療している方、患者さんたち、一刻も早く移ってほしいなと思いますので、ちょっと12月までという少し長いかなと思っておりますが、できるだけ早く本当にできるように努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「はい」の声あり）

まず、本案に反対討論の発言を許します。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 反対の立場から討論をいたしたいと思います。

いろいろ論じてきましたけれども、反対討論がなければ原案賛成で、何もなかったことで提案された予算が通過するわけでございますけれども、私はまずもって先ほども申し上げましたけれども、これは別個に建てるべきだと、建てるんだっただらば、一言で言って。ここで、そういうことで反対しますと言えはこの討論も終わりなんだけれども、なぜかという、やはりこの大切な病院でも庁舎でも、それは町民のための利便性に将来を見据えてつながるかどうかが。そんなに簡単に今回仮設建てました、制度があるから仮設を建てましたと言っても、また本庁舎を建てますということは容易ではありません。それは町の財政を今まで見てきて私もわかります。そいつを追い打ちをかけた震災ですから、これは到底そういうふうには行かないというような立場、その建設計画と予算を見てもそういうふうにはでなくして、もし建てるんだっただらば別個に建設した方がよろしいのではないかなと。そういうふうに入れてくださいと。それが町民のため、あるいは将来に向けた経営の安定性といいますか、そういうものにつながるのではないかなと。そういうことで私は今予算案に対しては反対をいたします。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） いろいろお話がございましたが、これは利用者の立場に立った利便性、また浄化施設等共用できるものなどは共用して、そして合理的に運営を進めるべきであると思いますし、効率性など総合的な判断に基づいてこれは建設されるべきだろうとそう思うっております。財政面も考えまして、この時期を乗り切るにはこの方法がベストであると感しまして、本案に賛成をいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 7対7同数ですので、議長が本案に賛成いたします。よって、本案は原

案のとおり可決されました。（「議長、本当にそれでいいのか」の声あり）いいです、そいつは。大丈夫です。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これもちまして平成23年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時18分 閉会